

納税通知書（自動車税（種別割））用封筒の広告掲載申込書

納税通知書用封筒の裏面に広告を掲載したいので申し込みます。

オモテ

申込年月日	令和 年 月 日	
申込者所在地	〒□□□□ - □□□□	
名称 (氏名)		印
代表者 職氏名		
連絡先 電話番号	() -	
担当者部署		
担当者氏名		
申込額	円（消費税及び地方消費税を除く。）	
広告の内容		

【ウラ面へお進みください。】

- (注) 1 広告スペースは、納税通知書用封筒裏面の縦7cm×横17cmです。
また、広告には広告主及び広告主への連絡先を明示し、右上に縦1cm×横2cmの大きさで「**広告**」と表示してください。
- 2 申込金額は22万円以上としてください。（消費税及び地方消費税を除く金額）
- 3 広告の内容は、申込時点での予定内容を記入してください。
（例えば、 のイメージアップ広告など）
- 4 広告は予定された内容を変更されてもかまいませんが、変更の有無にかかわらず事前に佐賀県に原稿を提出して承諾を得てください。
- 5 その際、広告の内容が納税通知書の封筒としてふさわしくないものは、変更をお願いする場合があります。
変更のお願いに従っていただけない場合には、広告をお断りする場合があります。
- 6 広告を掲載できる納税通知書の封筒は、令和3年度で自動車税（種別割）分約19万通の発送を見込んでいますが、年により納税者数に若干の変動があるため、発送通数が増減しますので御了承ください。
- 7 広告掲載申し込みに含まれる個人情報、広告募集に関する審査等のみに利用することとし、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
詳しくは、佐賀県ホームページの佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html> をご覧ください。

チェック欄	<p>該当する項目にチェックをしてください。 (佐賀県有料広告掲載要綱と佐賀県有料広告掲載基準をご覧ください)</p>
	<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団のほか、掲載基準第2条（1）のイからキに該当するものでない。</p> <p>反社会的団体又はこれに関連すると認めるに足りる相当の理由があるものでない。</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するものでない。</p> <p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するものでない。</p> <p>貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当するものでない。</p> <p>たばこに関するものでない。</p> <p>とばく（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）に関する業種でない。</p> <p>銃砲刀剣類その他の危険物に関するものでない。</p> <p>投機的商品に関する業種でない。</p> <p>債権取立て、示談引受け等に関する業種でない。</p> <p>社会問題を起こしている業種又は事業者でない。</p> <p>私的な秘密事項の調査を業とするものでない。</p> <p>法律に定めのない医療類似行為に係るものでない。</p> <p>連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するものでない。</p> <p>募金又は寄付金の募集に関するものでない。</p> <p>破産者で復権を得ないもの、又は会社更生法もしくは民事再生法に基づく更生若しくは更生の手中のもので、かつ広告を見た者に損害を与えるおそれのあるものでない。</p> <p>各種法令に違反、若しくは営業等について必要な届出又は許認可を受けていないものでない。</p> <p>行政機関から指導を受け、改善がなされていないものでない。</p> <p>県から指名停止措置を受けているものでない。</p> <p>違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているものでない。</p> <p>県税を滞納しているものでない。</p> <p>広告内容は掲載基準第3条の各号に該当せず、また、第4条の各号（業種ごとの基準）に留意したものとします。</p>